

福井県立大学恐竜学部（仮称）学部棟電気設備工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号。以下「取扱細則」という。）第4条の規定に基づき、この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、取扱細則第6条の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公告する。

令和6年3月14日

公立大学法人福井県立大学 理事長 窪田裕行

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

福井県立大学恐竜学部（仮称）学部棟電気設備工事

(2) 工事場所

福井県勝山市村岡町五本寺17字15番の一部、他5筆

(3) 工事概要

幹線設備、動力設備、電灯設備、受変電設備、電話設備、拡声設備他 一式

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員が次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について電気工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、福井県が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続し

た営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、公立大学法人福井県立大学の契約の契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を、代表者以外の構成員にあつては次に掲げるイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事实績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和6年3月14日（木）から同年4月2日（火）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス財務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後、開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあってはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先
公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス財務課
電話番号 0776-61-6000